

# 運 営 規 程

## 指定(介護予防)訪問リハビリテーション

### 第 1 条

#### (趣旨)

医療法人社団広正会介護老人保健施設ソレイユカーマが行う指定(介護予防)訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する必要な事項を定めるものとする

### 第 2 条

#### (事業の目的)

指定(介護予防)訪問リハビリテーションは要介護(支援)状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む事が出来る様に適正な指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供する事を目的とする

### 第 3 条

#### (運営方針)

- (1)指定(介護予防)訪問リハビリテーションの従事者は、要介護(要支援)者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、心身の機能の維持回復を図るとともに、介護者に対し適切な指導・助言をする
- (2)指定(介護予防)訪問リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業所その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める
- (3)事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを公平中立に実施する

### 第 4 条

#### (事業所の所在地・名称)

指定(介護予防)訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする

- 所在地 横須賀市西浦賀 5 丁目 32 番 1 号
- 名称 介護老人保健施設 ソレイユカーマ

## 第 5 条

(職員の職種、員数及び職務内容) 令和 5 年 4 月 1 日現在  
指定(介護予防)訪問リハビリテーションの従事者の職種・  
員数及び職務内容は次のとおりとする

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

管理者	1 人以上
理学療法士	1 人以上
作業療法士	1 人以上

理学療法士・作業療法士は、医師の指示及び指定(介護予防)  
訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の  
回復を図るために必要なリハビリテーションと指導を行う

## 第 6 条

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1)営業日 日曜日を除く毎日(祝日は営業)  
但し 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く
- (2)営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- (3)サービス提供時間  
上記営業日・営業時間と同じ

## 第 7 条

(リハビリテーションの内容)

指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、計画的な医学  
管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的  
動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るた  
めの訓練等について必要な指導を行うとともに介護者への指  
導を行う。なお医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴  
覚士はリハビリテーションを受けていた医療機関から退院し  
た利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっ  
ては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画  
書により当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握  
するものとする

## 第 8 条

(事業の実施地域)

横須賀市内	大津地域包括支援センター	管内
	浦賀地域包括支援センター	管内
	久里浜地域包括支援センター	管内

## 第 9 条

(利用料その他の費用の額)

指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の  
利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指

定(介護予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その負担割合(1割、2割、3割)の額とする

(介護予防)訪問リハビリテーション費

別紙、指定(介護予防)訪問リハビリテーション料金表を参照のこと

## 第 10 条

(サービスにあたっての留意事項)

- (1)サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る
- (2)利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努める事とする
- (3)事業者は、正当な理由なく指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供の実施を拒んではならない
- (4)災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供を変更しない
- (5)利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う
- (6)法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係わる利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容・費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する
- (7)当日のキャンセル料は 500 円とし、前日までにご連絡いただければキャンセル料は発生しません

## 第 11 条

(その他運営に関する留意事項)

- (1)従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する
  - 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
    - 感染症に関する研修
    - 身体拘束廃止に関する研修等
  - 継続研修
    - 年間 1 回又は 2 回定期的実施する
- (2)従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する
- (3)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする
- (4)虐待防止のための措置

- ・虐待防止のための定期的な研修
  - ・虐待防止のための指針の整備
  - ・虐待防止のための担当者の指定
  - ・虐待防止のための検討委員会の開催と結果の周知
  - ・虐待防止のための成年後見制度の利用支援
- (5)この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団広正会介護老人保健施設ソレイユカーマが定めるものとする
- (6)事業所苦情相談窓口  
秋本めぐみ 電話 046-864-1604  
FAX 046-845-1688  
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分  
(年末・年始・日を除く)
- (7)行政苦情相談窓口
- ・横須賀市役所 介護保険課給付係 電話 046-822-8253
  - ・神奈川県国民健康保険団体連合会(介護苦情相談係)  
電話 045-329-3447
- 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

## 第 12 条

- (1)指定「介護予防」訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、当事業所は利用者に対してその損害を保険の範囲内にて賠償するものとします
- (2)利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合は利用者及び扶養者は連帯して当事業所に対しその損害を賠償するものとします

## 附則

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する  
令和 4 年 4 月 1 日 人員変更  
令和 6 年 4 月 1 日 運営事項の一部変更

# 重 要 事 項 説 明 書

(「介護予防」訪問リハビリテーション用：令和 6 年 6 月 1 日 現在)

## 1. 法人の概要

- ・ 法人名 医療法人社団 広正会
- ・ 所在地 横須賀市野比 2-29-22
- ・ 代表者 理事長 鎌倉 広俊

## 2. 施設の概要

### (1) 施設の名称・所在地

- ・ 施設名 介護老人保健施設 ソレイユカーマ
- ・ 開設年月日 平成 14 年 4 月 1 日
- ・ 所在地 横須賀市西浦賀 5-32-1
- ・ 管理者 施設長 露無 松平
- ・ 電話番号 046-845-1600 (代表)

046-845-1604 (訪問リハ直通)

- ・ F A X 046-845-1688
- ・ 介護保険指定番号 1451980044 号

### (2) 施設職員の勤務体制

職 種	実人員	職務内容
・ 医師(管理者)	1 名	利用者の健康管理・医療指示
・ PT・OT	1 名以上	機能訓練・事務・書類作成

## 3. サービス内容

- (1) 「介護予防」訪問リハビリテーションサービス計画の立案と交付
- (2) 機能訓練・リハビリテーション
- (3) 相談援助サービス
- (4) その他

## 4. 利用料金等 別紙参照

## 5. 利用料金等の支払方法

利用料金等は、毎月月末を締め日とし概ね翌月の 5 日頃までに合計のご利用金額を計算し、請求書により手渡し等にてご連絡いたします。ご利用者・扶養者及び連帯保証人は連帯し、毎月 15 日に当事業所に届出している預金口座から自動引き落としにてお支払いいただきます (引き落とし日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日の引き落としになります)尚、お支払いいただいた際には、領収書を発行いたします

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は原則として横須賀市内の大津、浦賀・久里浜の包括支援センター内とします。その他の地域については相談に応じます

7. 利用開始の手続き

(1) 「介護予防」訪問リハビリテーション利用契約及び手続き

- ・ 利用契約は、ご利用者の実際の利用開始日から、効力を有しますので「介護予防」訪問リハビリテーション利用同意書兼契約書は、利用開始日まで（利用契約締結時）に必ず必要です
- ・ 利用期間中に扶養者や連帯保証人の変更が生じた場合は改めて契約の締結をお願いいたします
- ・ 介護保険法の変更に伴う利用料金の改定や、当事業所の運営上の変更に際しての利用料金変更の場合は、再締結はしないものとしますが、説明させていただき同意書をいただく場合があります。（但し、事業所内に新しい料金表等を掲示し、利用者・扶養者が新料金の確認ができるよう配慮いたします）
- ・ 契約期間中に利用者の都合による利用休止後（入院等も含む）の再利用の場合には、状況により情報提供書等のご本人の状況が確認できる書面をお願いすることがあります

(2) 利用開始時の確認事項

- ・ 利用開始時は以下の書類を確認させていただきます。又、当事業所にて必要な書類等については、写し(IP等により証書等の撮影を含む)をいただくこともありますのでご了解ください  
介護保険被保険者証  
介護保険負担割合証  
介護保険負担限度額認定証  
健康保険証（家族と兼用の場合は、コピーで可）  
後期高齢者医療被保険者証  
身体障害者手帳・障害者医療受給者証  
被爆者手帳
- ・ その他、当事業所にて必要と認め提出をご依頼したものの

(3) 利用解除手続き

- ・ **利用者等からの手続き**  
利用者及び扶養者は当事業所に対し利用解除の意思表示をすることにより、重要事項説明書に基づく利用契約を解除・終了することが出来ます
- ・ **当事業所からの解除**

当事業所は利用者及び扶養者に対し、以下に掲げる事項に該当した場合は、重要事項説明書に基づく利用契約の解除ができるものとします

- 1) ご利用者が介護認定において、自立と認定された場合
- 2) ご利用者等の病状、心身状態等が悪く、当事業所において適切な「介護予防」訪問リハビリテーションサービスの提供が困難と判断された場合
  - ・ 病院等への入院が3ヶ月を超えた場合
  - ・ 居宅サービスから施設サービスに変更された場合
- 3) ご利用者又は扶養者・連帯保証人が本説明書に定める利用料金を1か月分以上滞納し、当事業所からの督促にもかかわらず30日以内に支払われない場合
- 4) ご利用者が当事業所の職員に対し利用継続が困難であると判断に至るような、暴力行為・背信行為・反社会的行為を行った場合
- 5) 天災・災害・施設設備の故障や、その他やむをえない理由により当事業所の訪問事業が困難となった場合

(4) 利用の制限

- ・ ご利用当日の利用者の心身状況が、当事業所での適切なサービス提供に支障があると判断した場合（発熱・血圧が高いなど体調不良時）は、当事業所は「介護予防」訪問リハビリテーションサービスの利用を制限する場合があります

8. 「介護予防」訪問リハビリテーションサービスについて

- ・ 訪問リハビリテーションは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、通院が困難な利用者のお宅を訪問してその方の能力に応じて自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持または向上を目指し、リハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図るサービスです

9. 「介護予防」訪問リハビリテーションサービスの利用に際しての留意事項

- (1) ご利用中の突発的な事故や容態の急変等により、施設長の指示で専門医の治療が必要と判断された場合、協力病院等の医療機関に受診をいただく場合があります。その際受診先の医療機関によっては、担当医より診断内容をご家族にお伝えする場合がありますので、必ず搬送先の医療機関まで、ご足労いただきますようご協力をお願いいたします（尚、「介護予防」訪問リハビリテーションご利用者は、医療機関の受診時における介護保険上の適用はありません

ので、通常の医療機関受診と同様のご負担となります)  
その際、救急対応又は家族とともに帰宅をお願いする場合がありますが、直ちに居宅ケアマネージャー、家族にご連絡をさせていただきます

- (2) 介護保険は有効期間内に更新申請をする必要があります

**万一、更新手続きがなされなかった場合は、介護保険適用外となり有効期限の最終日を以って**

**利用契約は解除となりますので、ご注意ください**

又、利用契約の継続については更新時に再検討させていただきます

- (3) 更新後の介護保険者証並びに負担割合証等は、ご自宅宛郵送されますので、お手元に届きましたら、当事業所に早急にご連絡ください。写しをお願いすることがあります(介護度に変更があった場合は、更新後の介護度に応じた自己負担分の請求をさせていただきます。**又、自立となった場合は事業所のご利用は出来ませんので、契約は自動的に解除となります**)

- (4) 「介護予防」訪問リハビリテーションは在宅訪問サービスの都合上、衛生・コロナ等感染予防対策の為、手洗い場及び水道を使用させていただきます

- (5) **訪問リハビリテーションサービスを利用する為、3月に1度主治医、及びソレイユカーマ勤務医の診療(無料)、診療情報提供書(主治医作成)が必要となります。**診療情報提供書を依頼します際に必要な負担金はこちらをご負担をお願いします

## 10. 「介護予防」訪問リハビリテーション利用時の留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいこと

- (1) 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- (2) 当事業所、職員に対し、贈り物や飲食物の提供など
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときはできる限り早めに担当のケアマネージャー(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください

## 11. 秘密の保持

当事業所と職員は業務上知り得たご利用者又は扶養者、もしくはその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に提供・開示いたしません。又退職後も同様といたします。但し、次の各項についての情報提供については、当事業所は利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします

- (1) 介護保険サービスの利用のために市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所への情報

提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

(2) 医療機関受診時担当医からの適切な治療・情報提供を受ける場合

(3) 介護保険サービスの質の向上の為にサービス提供者会議や学会、研究会等での事例研究発表等。

尚、この場合は利用者個人を特定できないように匿名等を使用することとします

## 12. 記録の整備・保管

(1) 当事業所は、利用者等の「介護予防」訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を

作成し、その記録をサービス終了後5年間は保管します

(2) 当事業所は、利用者等が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じ

ます。但し、扶養者その他の方(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他

必要と認められる場合に限りこれに応じます

## 13. 職員の研修について

当事業所「職員研修規定」に定めたとおり、職員からの申告並びに施設からの指示によりスキルアップ、資格取得のために各種研修を受講するものとします

## 14. 事故発生時の対応について

事故発生時には行政機関・ご家族様に一報するとともに施設医師による処置は勿論、必要時には救急対応をいたします

## 15. 要望及び苦情等の相談

利用者及び扶養者は、当事業所の提供する「介護予防」訪問リハビリテーションサービスに対しての

要望・苦情については、支援相談員に申し出ることが出来、又は備え付けの用紙により施設長宛の文書で、事務所受付に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

(1) 事業所苦情相談窓口

秋本 めぐみ

電話

046-864-1604

FAX 046-845-1688

受付時間 午前8時30分～午

後5時30分(日、年末年始を除く)

(2) 行政苦情相談窓口

・ 横須賀市役所 介護保険課給付係

電

話 046-822-8253

・ 神奈川県国民健康保険団体連合会（介護苦情相談  
係） 電話 045-329-3447  
受付時間・・・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土、  
日、祝祭日、年末年始を除く）

#### 16. 賠償責任

（１） 「介護予防」訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由  
によって利用者が損害を被った場合は、当事業所は利用者に対してその損害を保険の範囲内  
で賠償するものとします

（２） 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合は利用者及び扶養者は、  
連帯して当事業所に対しその損害を賠償するものと  
します

#### 17. 協力医療機関

（１）よこすか浦賀病院 賀 1-9-1	横須賀市西浦
（２）横須賀共済病院 浜通 1-16	横須賀市米ヶ
（３）聖ヨゼフ病院 丘 28	横須賀市緑が
（４）鎌倉医院 比 2-29-22	横須賀市野